

# 自然災害発生時における事業継続計画（BCP）

社会医療法人平成醫塾

訪問看護リハビリステーション 和来る

# 1. 総論

## 1) 目的

本計画は、緊急事態（災害の発生時等）においても、従業員及びその家族の安全を確保しながら法人の事業を継続することを目的として策定したものである。

## 2) 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

基本方針
① 利用者の安否を確認し、安全と在宅療養環境を確保する
② 職員の安否を確認し、生命を守る。負傷者・犠牲者を出さない
③ 利用者からの信用を守る
④ 報告・連絡・相談の体制確保
⑤ 二次災害を予防する

## 3) リスクの把握

### (1) ハザードマップや地域防災計画の把握

**ハザードマップで地域の危険性と避難場所を知ろう!**

**津波ハザードマップについて**

このマップは、令和3年7月に北海道が「発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」を想定して作成した「北海道津波浸水想定区域図」を基に作成したものです。いつ起きるか分からない津波から身を守るために、日頃からこの津波ハザードマップを確認し、いざというときにすぐに行動できるように備えましょう。

**苫小牧市HP**  
地区別の詳細マップを確認できます。

**Web防災マップ**  
浸水想定をWebで確認できます。

**北東 (P17・18)**

**中央 (P13・14)**

**東 (P15・16)**

**西 (P11・12)**

● 樽前 ● 錦岡 ● 元町 ● 苫小牧西港 ● 安平川河口

**市全域図**



警戒レベル	対応
1	通常業務
2	訪問中止を検討
3	
4	業務を中止し避難

#### 4) 優先業務の選定

内 容	
優先業務	担当している利用者の安否確認を含む訪問業務
訪問看護業務再開の判断基準	<input type="checkbox"/> 通常の移動手段か代替策の移動手段が確保できているか <input type="checkbox"/> 道路が開通しているか <input type="checkbox"/> 訪問看護業務に就ける職員がいるか <input type="checkbox"/> 利用者の訪問業務の重要性が高いか <input type="checkbox"/> 利用者に対して支援できる家族等がいるか <input type="checkbox"/> 利用者の居住する地域の被災状況はどの程度か
目標復旧時間	可能な限り、訪問看護が必要な利用者に24時間以内にサービスを提供する。

## 5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

### (1) 研修・訓練の実施

内 容	
BCP内容周知研修	<p>目 的： 職員にBCPの内容の周知を図る</p> <p>実施日： 毎年4月</p> <p>方 法： カンファレンスの時間にBCPの内容読み合わせ</p>
職員安否確認訓練・ 初期対応訓練	<p>目 的： 災害時に速やかに職員安否確認、被災状況の確認ができるようにする</p> <p>実施日： 毎年9月</p> <p>方 法： 震度5の地震を想定し安否確認を実施する 建物、通信機器等の被災状況の確認を実施する</p>
災害時図上訓練	<p>目 的： 自分が勤める訪問看護リハビリステーションの 周辺地域のハザードマップを職員同士で確認し、 危険個所や避難経路を共有する</p>

### (2) BCPの検証・見直し

年に1回BCPの見直し、内容を検討する（毎年12月実施）

### (3) 職員の参集基準

- ・震度5以上、樽前山噴火ないしは同等以上の災害が明らかな際は、自分自身の身の安全を確保してから、事業所から招集がなくても自主的に速やかに参集する。
- ・事業所から徒歩圏に居住する職員は参集する。
- ・居住地等が交通網の寸断等警報が出ているなど安全が守られない場合や家族等の安全が守られない場合（要配慮者や養育が必要な児がいる場合）等の場合は参集する必要はない。

### (4) 移動手段が使用できない場合の対策

移動手段	代替策
自動車	<p>社用車が使用できない場合は、自家用車の使用を認める。</p> <p>事業所の車を災害時優先車両の登録について確認する。</p> <p>ガソリンは、常時半分以下にならないように給油しておく。</p>
徒 歩	<p>雪害により、徒歩ができない場合は、公共交通機関の使用を認める。（交通費の支払いは、使用后、経費精算申請を行う）</p>
移動手段が断絶	<p>職員の安全が守られ、職員の自宅から直行直帰で利用者宅へ訪問可能な場合直行直帰等を検討する。</p>

## (5) 通信が麻痺した場合の対策

・電話が不通の場合、法人施設管理室の電話機（171）が停電用電話機として対応可能となるが、それ以外の電話機は電話交換機（PBX）の予備電池で停電後約30分程度使用可能となる。

※電話交換機（PBX）の電源プラグを非常用コンセントへ接続する事で使用時間の延長が見込める。

※災害時優先電話回線は2回線（①55-8813 ②55-8814）で契約。

災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなる。

・公衆電話の使用（公衆電話は、災害発生時、費用・通信制限がかからない）

・衛生電話の使用（平時から登録し、使用してみる）MCA無線の使用

・バッテリーの供給・予備バッテリー・充電ステーションの確認

・携帯電話は常に充電しておく

・ラジオ（電池使用）

## 2. 緊急時～復旧における事業継続にむけた対応

### 1) 体制

#### (1) BCP発動基準

緊急時体制は事業所所在地周辺において、下記災害の程度による被災状況・社会的混乱などを総合的に勘案し、事業所所長が必要と判断した場合にBCPを発動し、対策本部を設置する。

状 況	基 準
地 震	震度5以上の地震が発生したとき
水 害	大雨警報（土砂災害）、洪水警戒が発表されたとき。 台風により高潮注意報が発表されたとき
その他	職員の出勤の状況や、移動手段の断絶状況を勘案して 事業所所長が必要と認めた場合

## (2) 重要業務の継続

① 自事業所の職員の命を守る行動 が最重要業務
② 被災後6時間以内に、事業運営体制が安全に機能するか確認 体制：指揮系統確立・周辺被災状況 人的資源：職員の勤務可能状況 物的資源：建物・移動手手段・情報収集共有手段の状況
③ 被災後24時間以内に、利用者の安否確認 利用者の訪問優先順位の決定
④ 被災後72時間以内に、安否確認・健康状態の確認をはじめとする訪問看護業務の再開（訪問・電話確認・連絡調整（多職種含）・記録等）

	発災直後	6時間後	発災後1日	発災後3日	発災後7日	発災後1か月
職員出勤率	1割	2割	3割	5割	8割	8割
ライフライン	停電・断水	停電・断水	停電・断水	断水	復旧	
業務基準	職員の安全確保が最優先業務	被災状況の把握				
職員安否確認	安否確認					
被災状況の情報収集		被災状況の情報収集				
利用者安否確認 主治医と連携			命に関わる状態（人工呼吸器の使用、在宅酸素利用者・吸引機使用者や独居の利用者で連絡が取れない者を優先的に実施			
訪問の再開					必要な訪問のみ再開	新規利用者の対応

## 3. 地域・他組織との連携

### 1) 地域の連絡体制の構築

#### (1) 地域多職種連携のネットワークの役割の確認とネットワークづくり

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日頃から構築しておく地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

< 更新履歴 >

更新日	更新内容
2025年4月1日	制定